

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年12月13日

岩手県知事 達増 拓也 殿

岩手県九戸郡野田村大字野田 19 地割 117 番地
野田村商工会 会長 小野寺 健二

岩手県九戸郡野田村大字野田第 20 地割 14 番地
野田村長 小田 祐士

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：篠山徹

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当会がある野田村は、岩手県の北東部、北上高地の沿岸部にあり、北緯40度0分33秒、東経141度51分29.4秒に位置している。北部及び西部は久慈市、南部は普代村及び岩泉町に接し、東部は太平洋に面した東西11.3km、南北13.8km、総面積は80.80km²の村である。

気候は、夏季に海流の影響によりヤマセ（冷たく湿った東寄りの風）が発生し、冷涼湿潤となるが、冬季は比較的温暖である。また、降水量は年間平均1,000mmから1,200mmの小雨域で、積雪量も比較的少なくなっているが、春先に大雪を見ることがある。

(1) 地域の災害等リスク

当会がある野田村では自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から「野田村防災マップ」等を作成し、将来、主に次のような災害の発生を想定している。

ア（洪水：「野田村防災マップ」）

当村は、久慈地区広域市町村圏の南に位置し、村内には三陸沿岸道路及び国道45号と三陸鉄道リアス線が並走しており、南北方向の交通路が整備されている。国道45号に隣接する小売業やサービス業等が立地する北区や新山地区においては豪雨で急激に水量が増える浸水地域が多く点在しており、台風や豪雨による住宅・土木被害が多く発生している。

北区、新山地区においては、最大で10mの浸水被害が予想されているほか、泉沢地区などにおいては最大で3mの浸水被害が予想されている。



イ（土砂災害：「野田村防災マップ」）

当村の土砂災害防災マップを見ると、村内中心地である野田村役場周辺は、主に小売店が点在しており、土砂災害警戒区域に指定されている地域に一部含まれている。

また、中心地以外の中沢・広内・横合・下安家地区等各所においても土砂災害警戒区域に指定されている区域がある。

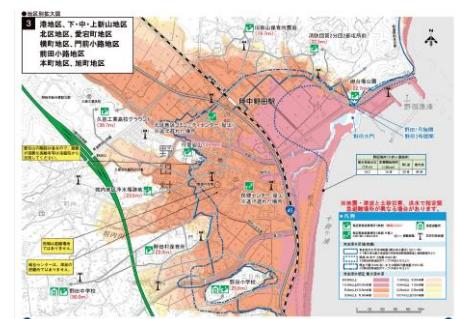


ウ（地震：地震調査研究本部「J-SHIS」）

当会がある野田村に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については、折爪断層地震を想定し、海溝型地震については、平成23年東北地方太平洋沖地震や過去の最大クラスの地震を想定している。

また、J-SHIS（地震ハザードステーション）の地震ハザードカルテによると、野田村が30年以内に震度5弱以上の地震に見舞われる確率は99.8%の確率で発生すると言われている。実際に令和4年3月18日に震度5強を観測しており、今後も同規模以上の地震の発生が懸念される。

さらに、令和4年3月に岩手県が発表した千島海溝地震津波浸水想定によれば最大約20mの津波の襲来を想定しており、野田地区の防波堤等が破壊される



という最大の被害想定を基に浸水予想が示されている。

エ（感染症）

新型インフルエンザや新型コロナウイルスといった新型感染症は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス発生時のように、ほとんどの人が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当村において多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。更に、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

（その他：過去10年間における主な災害記録「野田村土砂災害・洪水防災マップ」）

年月日	種別	内 容
H28.8.30	台風10号	全壊6棟、大規模半壊4棟、床上浸水3棟、床下浸水16棟、一部損壊5棟、時間雨量最大59.5mm
R1.10.12	台風19号	住宅半壊8棟、準半壊2棟、一部損壊55棟 時間雨量最大69.5mm

（2）商工業者の状況

- ・商工業者等数 135人
- ・小規模事業者数 112人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者数	建設業	24	22 村内に広く分散
	製造業	9	8 村内に広く分散
	卸・小売業	45	31 愛宕町、横町地区を中心に村内に広く分散
	運輸業	3	3 村内に広く分散
	サービス業	54	48 愛宕町、横町地区を中心に町内に広く分散
	合計	135	112

（商工業者数及び小規模事業者数は、令和元年経済センサスより抜粋）

（3）これまでの取組

1) 当村の取組

①地域防災計画の策定及び防災訓練の実施

野田村の全域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、野田村防災会議において「野田村地域防災計画」を策定している。

村内地域での発生が想定される災害に対して、各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に發揮し、相互に協力して防災対策に万全を期するために必要な災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項のほか、住民や事業所の防災に対する役割を明らかにしながら、必要な災害予防、災害応急対策及び災害からの復旧における対応策方針について策定しているものである。

②防災及び感染症等対策備品の備蓄

「野田村地域防災計画」に基づき、災害発生直後から物資の流通が確保されるまでの間の被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄（品目、数量、備蓄場所）を行うとともに、村民等における物資の備蓄を促進している。

③「野田村新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定

野田村新型インフルエンザ等行動計画に基づき、新型コロナウイルスなどの感染症発生時ににおいて、村民生活等における感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護することを目的に感染予防対策を図るため基本的な考え方を掲示している。

2) 当会の取組

①災害時における会員被災状況の収集

これまで、平成23年東北地方太平洋沖地震をはじめとして、台風等の自然災害の際は、巡回等により会員事業者の被災状況の情報収集を行い、被害状況を当村並びに岩手県商工会連合会に報告している。

②事業者BCPに関する国の方針の周知

小規模事業者に対して、国が発行した「事業継続力強化計画認定制度のご案内」のリーフレット等を配布することで、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行っている。

③損害保険会社と連携した損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などのリスクに備える各種の損害保険等について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し、普及及び加入促進を行っている。

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない状況である。

また、感染症対策において、地域内小規模事業者等に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

具体的には、以下の3つ項目が課題としてあげられる。

①村内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

事業者BCPの策定をはじめとする防災・減災対策に関する村全体の取組状況は、いまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらの支援する取組も本格化しておらず、特に自力での取組に限界のある小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

②策定支援スキルの向上

職員の事業者BCP策定及びリスクファイナンスに関する支援スキルが不足しており、職員の資質向上に加えて専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社との連携が必要である。

③応急対策に関する村と商工会の連携体制の整備

発災後速やかな応急対策や復興支援策を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を具体化する必要がある。

III 目標

「野田村地域防災計画」に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や災害後の復旧等の対策について、村、当会が一つになって取り組むこととし、特に、村内小規模事業者等に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のため、次の取組を行う。

①村内小規模事業者等へのB C P策定支援の強化

村内小規模事業者等に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のB C P策定支援を強化する。

②被害の把握・報告ルートの確立

発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、村と当会の間における被害情報報告ルート及び情報共有ができる仕組みを構築する。

③速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制並びに関係機関との連携体制を平時から構築する。

・その他

環境の変化等による状況に応じて、本事業計画内容の見直しを行う。また、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岩手県商工労働観光部経営支援課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年1月1日～令和10年3月31日）

II 事業継続力強化支援事業の内容

- ・野田村と当会の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

「野田村地域防災計画」及び「野田村新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

村内小規模事業者等に対するB C P策定の必要性についての普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行う。

①防災マップによるリスクの周知

巡回経営指導時に、防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

②広報等による啓発活動

商工会報や村広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者B C Pに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業者B C P策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者B C P（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び事業を行う。

また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

④新型インフルエンザ等感染症に関する周知

新型インフルエンザ等感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることもなく、冷静に対応することを周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施し、事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。



【商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等】

■財産のリスク

- 火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償
- 自動車運行に伴う事故の賠償補償

■休業のリスク

- 事業主・従業員の休業所得補償
- 災害に伴う営業損失補償

■経営のリスク

- 取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え

- 事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等への備え
- 廃業・退職後の生活資金積立
- 従業員の退職金積立
- 自動車のリスク
 - 自動車運行に伴う事故の賠償補償
- 労災事故のリスク
 - 業務災害・ハラスメント等の管理者賠償責任補償

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会の「危機管理マニュアル」(令和5年12月作成)

3) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。

感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

また、関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催依頼を実施する。

そのほか、当会職員に対して、BCP計画策定支援を強化するため、岩手県商工会連合会等が開催する研修等へ参加し、スキル向上を図る。

4) フォローアップ

村内小規模事業やのBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無、内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

また、当会と村で定期的に会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

大規模な地震・津波災害（平成23年東北地方太平洋沖地震クラス及び日本海溝・千島海溝地震）が発生したと仮定し、当村との連携ルートの確認等を行う。また、必要に応じて訓練を実施する。

<2. 発災後の対策>

対応する災害の規模は、「野田村地域防災計画」に定める災害対策本部設置に係る配備基準に準じ、沿岸北部地域で震度5強以上の地震が発生する等大規模な被害が生じた場合とする。

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

■野田村災害対策本部設置基準及び配備職員の範囲

設置基準	配備職員の範囲	
	本部	現地災害対策本部
①岩手県津波予報区に津波警報もしくは大津波警報が発表されたとき。 ②村内に震度5強以上の地震が発生したとき。 ③気象警報等（注1）が発表され、かつ、相当規模の災害の発生の恐れがあるとき。 ④大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。 ⑤隣接県に立地する原子力事業所において、特定事象又は原子力緊急事態の発生情報及び原子力緊急事	原則として全職員	原則として現地災害対策本部の課の長並びに総括主査

態宣言が発せられたとき。 ⑥その他、本部長が特に必要と認めたとき。													
※注 1 気象情報である記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報を含む。													
(出典 : 野田村地域防災計画)													
1) 応急対策の実施可否の確認													
①発災後3時間以内に職員の安否を報告													
野田村地域防災計画、または当会の緊急連絡網に従い、それぞれ安否確認を実施する。 なお、安否確認の際には、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。													
・安否確認の対象と連絡方法 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">団体名</th><th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">安否確認の対象と連絡方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;">野田村</td><td colspan="2">【職員】発災後速やかに緊急連絡網（携帯電話）にて確認</td></tr> <tr> <td style="width: 25%;">野田村商工会</td><td colspan="2"> 【職員】①携帯電話、②メール（ショートメール・Eメール等）、 ③SNS（LINE等）にて安否確認 【正副会長】①携帯電話、②メール（ショートメール・Eメール等）にて確認 【役員】1日以内に携帯電話にて確認 【会員】5日以内に会員安否を、電話や巡回等により確認 </td></tr> </tbody> </table>			団体名	安否確認の対象と連絡方法		野田村	【職員】発災後速やかに緊急連絡網（携帯電話）にて確認		野田村商工会	【職員】①携帯電話、②メール（ショートメール・Eメール等）、 ③SNS（LINE等）にて安否確認 【正副会長】①携帯電話、②メール（ショートメール・Eメール等）にて確認 【役員】1日以内に携帯電話にて確認 【会員】5日以内に会員安否を、電話や巡回等により確認			
団体名	安否確認の対象と連絡方法												
野田村	【職員】発災後速やかに緊急連絡網（携帯電話）にて確認												
野田村商工会	【職員】①携帯電話、②メール（ショートメール・Eメール等）、 ③SNS（LINE等）にて安否確認 【正副会長】①携帯電話、②メール（ショートメール・Eメール等）にて確認 【役員】1日以内に携帯電話にて確認 【会員】5日以内に会員安否を、電話や巡回等により確認												
※SNS等を利用した安否確認や大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を村と商工会で共有する。													
②安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡													
安否確認後、村、当会間で安否確認結果や近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について、情報の共有をする。													
・安否確認結果の連絡窓口 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 25%;">団体名</th><th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">安否確認結果の連絡窓口</th></tr> <tr> <th style="width: 50%;">第1順位</th><th style="width: 50%;">第2順位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;">野田村 産業振興課</td><td style="width: 50%;">課長</td><td style="width: 50%;">総括主査</td></tr> <tr> <td style="width: 25%;">野田村商工会</td><td style="width: 50%;">事務局長</td><td style="width: 50%;">経営指導員</td></tr> </tbody> </table>			団体名	安否確認結果の連絡窓口		第1順位	第2順位	野田村 産業振興課	課長	総括主査	野田村商工会	事務局長	経営指導員
団体名	安否確認結果の連絡窓口												
	第1順位	第2順位											
野田村 産業振興課	課長	総括主査											
野田村商工会	事務局長	経営指導員											
③新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応													
国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。また、管轄保健所による指導や国の新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、感染症対策を実施していく。													
さらに、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、「野田村新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき感染症対策を実施する。													

2) 応急対策の方針決定

当会と村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害発生状況の場合は、出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に勤務する。

職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決め、大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

・被害規模の目安と想定する応急対策の内容（主な判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	①大地震が発生し、野田村災害対策本部全ての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があるとき ②沿岸北部地域で震度6弱以上を観測したとき	①被害調査・経営課題の把握業務 ②緊急相談窓口の設置・相談業務 ③復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	①村の広範囲に影響する大規模災害（河川の氾濫、幹線道路の通行止め、土砂災害等）が発生したとき ②沿岸北部地域で震度5強を観測したとき	①被害調査・経営課題の把握業務 ②緊急相談窓口の設置・相談業務
ほぼ被害はない	①目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に2回共有
1週間～1ヶ月	1日に1回共有
1ヶ月以降	2日に1回共有

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

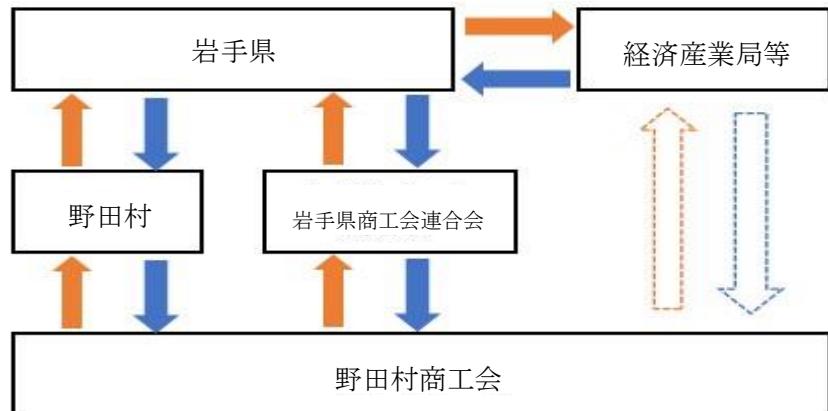
発災時に村内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するための被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

なお、指示命令系統は、「野田村地域防災計画」及び当会「危機管理マニュアル」に記載のとおりとする。

【連絡体制図】



2) 共有した情報の報告方法

当会と村が共有した情報を、当会は岩手県商工会連合会へ、村は岩手県へ報告する。なお、当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急時連絡先にメールで報告するとともに、商工会災害状況報告システムを活用する。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

1) 相談窓口の開設

当会は、村と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県からの相談窓口設置に関し特別の要請を受けた場合は、これに従うものとする。感染症の場合は、事業活動に影響を受ける。またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

○岩手県及び野田村の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

○被害規模が大きく、被災地の職員だけで対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岩手県商工会連合会等に相談する。

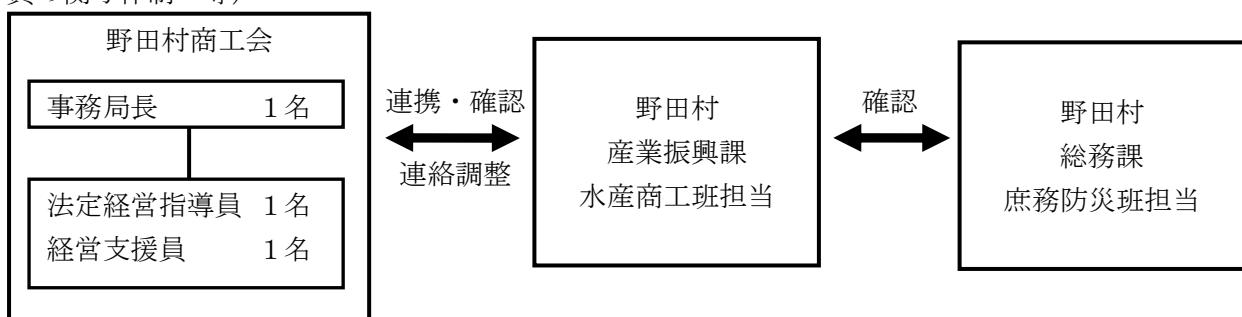
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 篠山 徹（連絡先は後述③①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

当会の法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組みや実行を行うものとし、隨時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業者BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の見直しを実施する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

野田村商工会

〒028-8201

岩手県九戸郡野田村大字野田第19地割117番地

TEL:0194-78-2012 / FAX:0194-78-2021

E-Mail:noda@shokokai.com

②関係市町村

野田村産業振興課 水産商工班

〒028-8201

岩手県九戸郡野田村大字野田第20地割14番地

TEL:0194-78-2926 / FAX:0194-78-3995

E-Mail:sangyo_suisan@vill.noda.iwate.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・パンフ、チラシ作成費	20	20	20	20	20
・防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、野田村補助金、岩手県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携事業者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等